

「農業保険法施行規則の一部を改正する省令」について（概要）

令和2年7月
経営局保険課

改正の趣旨

農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号。以下「規則」という。）について、農業経営収入保険（以下「収入保険」という。）の保険資格者の範囲を変更する等の改正を行うこととする。

改正の概要

1 収入保険の保険資格者の追加【附則第22条（新設）】

現行では、野菜価格安定制度を利用する者については、収入保険の保険関係を成立させることができないこととなっているが、令和3年1月1日以後、当分の間、収入保険の保険関係の成立について申込みをしたことがない者については、野菜価格安定制度を利用する者であっても収入保険の保険資格者に該当する旨規定する。

また、今回の特例措置による国費の二重助成を避けるため、収入保険の保険期間中の農業収入金額は、野菜価格安定制度により支給される交付金を対象農産物等の販売金額に含めて算定する旨規定する。

2 その他【規則第178条第1号】

令和2年4月6日に契約野菜収入確保モデル事業実施要領（平成23年3月31日付け22生産第10948号農林水産省生産局長通知）が改正され、契約野菜収入確保モデル事業のうち収入補填タイプが廃止されたことを受け、当該事業に関する文言を削除する。

施行期日

令和2年9月1日（予定）